

1 平成23年度決算に基づく松田町健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.0)	— (20.0)	8.5 (25.0)	81.1 (350.0)

備考

- (1) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」
 (2) 括弧内は松田町における早期健全化基準

2 平成23年度決算に基づく松田町の公営企業の資金不足比率

(単位：%)

特別会計等の名称	資金不足比率
松田町下水道事業特別会計	— (20.0)
松田町寄簡易水道事業特別会計	— (20.0)
松田町上水道事業会計	— (20.0)

備考

- (1) 資金不足比率が算定されない場合は「—」
 (2) 括弧内は松田町における経営健全化基準

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

I 健全化判断比率の公表等

地方公共団体は毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、公表しなければなりません。

1. 実質赤字比率

一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

* 普通会計に相当する会計

一般会計、松田町用地取得特別会計

2. 連結実質赤字比率

全会計（上水道事業等の企業会計も含む）の実質赤字等の標準財政規模に対する比率。

3. 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金を標準財政規模（補正值）で除して得た数値の3カ年平均

4. 将来負担比率

公営企業、出資法人（みやまの里等の第三セクター）等を含めた普通会計の実質負債の標準財政規模に対する比率。

II 財政の早期健全化

健全化判断比率のいずれかが、国の定める早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。

この財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等を行わなければなりません。

III 財政再生計画

再生判断比率（健全化判断比率のうち「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」の3つ）のいずれかが、国の定めた財政再生基準以上の場合には財政再生計画を定めなければなりません。

この財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。また、財政再生計画は総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。

財政再生計画に総務大臣の同意を得ていなければ、地方債の発行が災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができません。

IV 公営企業の経営の健全化

公営企業会計（上水道事業会計、寄簡易水道特別会計、下水道事業特別会計）においても公営企

業ごとに、資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表します。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない、この規定はⅡ、Ⅲの規定に準じます。

V その他

地方公共団体の長は健全化判断比率のいずれかが、国の定める早期健全化基準以上の場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければなりません。

健全化判断比率の公表は、公布後1年以内から、他の義務付け規定については、地方公共団体の予算編成機会の付与等の観点から、平成20年度決算に基づく措置から適用します。

		早期健全化段階	再生段階
実質赤字比率	松田町	15%	20%
	赤字なし		
連結実質赤字比率	松田町	20%	30%
	赤字なし		
実質公債費比率	松田町	25%	35%
	8.5%		
将来負担比率	松田町	350%	対象外
	81.1%		

資金不足比率	上水道事業特別会計	20%	経営健全化団体
	資金不足なし		
	寄簡易水道事業特別会計		
	資金不足なし		
	下水道事業特別会計		
	資金不足なし		

* 松田町の数値については平成24年9月11日に議会に報告した数値です。